

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当の翌日たる日が休日に当たるときは、そ)

目次

公布された規則のあらまし

規則 行政書士法施行細則等の一部を改正する規則（総務課）

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則（職員課）

◇行政書士法施行細則等の一部を改正する規則

一次の申請書、届出書等における押印を見直すこととした。
（第一条～第九条）

- | | |
|---|-------------------------|
| 8 | 海岸保全区域占用許可申請書等 |
| 7 | みつばち飼育届等 |
| 6 | 身体障害者手帳再交付申請書等 |
| 5 | 普通恩給権者就職届出書等 |
| 4 | 退職年金請求書等 |
| 3 | 鳥取県公報購読申込書等 |
| 2 | 鳥取県専修学校等奨学資金の貸付けに係る届出書等 |

行政書士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

規則

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県規則第三十一号

行政書士法施行細則等の一部を改正する規則

（行政書士法施行細則の一部改正）

第一條 行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の一部を次のよう
に改正する。

様式第一号及び様式第三号から様式第五号までの規定中「印」を削る。

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

第二条 鳥取県公報発行規則(平成五年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、「□□□一□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号中「殿」を「様」に改め、「□□□一□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部改正)

第三条 鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

様式第八号中「印」を削る。

様式第九号中 「(電話) () - (印) 氏名」 「(電話) () - (印) 氏名」

に改める。

様式第十号中「印」を削る。

(鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。

二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第一号様式の二中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。

- 備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
- 二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。
- 第一号様式の二中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。
- 第七号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を
- 備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
- 二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。
- 第一号様式の三中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。
- 第二号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。
- 第三号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。
- 第四号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。
- 第五号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。
- 第六号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。
- 第七号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を

次のように改める。

- 備考**
- 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
 - 二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第七号様式の二中「本籍地」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考

同様式に備考として次のように加える。

- 備考** 代筆の場合は、申出者の印を押すこと。

第七号様式の三中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に

備考として次のように加える。

- 備考** 代筆の場合は、申出者の印を押すこと。

第七号様式の四中「本籍地」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- 備考** 代筆の場合は、申出者の印を押すこと。

第七号様式の五中「本籍地」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考

同様式備考を次のように改める。
第七号様式の五中「本籍地」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考

- 備考** 代筆の場合は、申出者の印を押すこと。

第八号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を

次のように改める。

- 備考** 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第九号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を
次のように改める。

- 備考** 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第十号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を
次のように改める。

備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第十一号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考

を次のように改める。

備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第十二号様式中「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
二 代筆の場合は、申請者の印を押すこと。

第十三号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考

を次のように改める。

備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
二 代筆の場合は、申請者の印を押すこと。

第十四号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考

を次のように改める。

備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第十五号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考

を次のように改める。

備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第十五号様式の二中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式

備考を次のように改める。

備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。
二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第十六号様式中「氏名印」を「氏名」に改める。

第十七号様式中「印」を削る。

第十九号様式中「補償を受ける者 氏 名印」を「補償を受ける者 氏 名」に改める。

第十九号様式の二中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第十九号様式の三中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第十九号様式の三の二中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第十九号様式の三の三中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第十九号様式の四中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第十九号様式の五中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第十九号様式の六中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十一号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十二号様式中「本籍」及び「印」を削る。

第一代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十三号様式中「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 一生計関係欄には、県吏員等の死亡当時これと同居していた者については、

その同居関係を明記し、これと同居していなかつた者については県吏員等

死亡の時までのこれとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

二 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十四号様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

一 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十五号様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十六号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十六号様式の四中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十六号様式の五中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十六号様式の六中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十六号様式の七中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十六号様式の八中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十六号様式の九中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第二十七号様式、第二十七号様式の二、第二十八号様式から第三十一号様式まで、

第三十一号様式の二及び第三十二号様式の規定中「妻」を「妻」に改める。

第三十三号様式中「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に備考として次の

ように加える。

備考 一 請求者の氏名には、振り仮名を付けること。

二 代筆の場合は、請求者の印を押すこと。

第三十四号様式中「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、受給者の印を押すこと。

第三十五号様式中「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 一 (乙) 欄は、いずれか該当するものに○印をつけること。

二 代筆の場合は、受給者の印を押すこと。

第三十五号様式の二中「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申立者の印を押すこと。

第三十五号様式の二中「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 一 (乙) 欄は、いずれか該当するものに○印をつけること。

二 代筆の場合は、受給者の印を押すこと。

第三十五号様式の三中「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 一生計関係欄には、受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

二 代筆の場合は、受給者の印を押すこと。

第三十五号様式の四中「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 一生計関係欄には、受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、これとの生活上の相互依存関係を詳記すること。

二 代筆の場合は、受給者の印を押すこと。

第三十六号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に

備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申請者の印を押すこと。

第三十七号様式中「本籍」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 代筆の場合は、申請者の印を押すこと。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和三十二年八月鳥取県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

別記第六号様式中「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 代筆の場合は、届出者の印を押すこと。

別記第七号様式中「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 代筆の場合は、届出者の印を押すこと。

別記第八号様式中「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式註を次のように改める。

注 一 この様式は、本人が申出をする場合のものであること。

二 代筆の場合は、申出者の印を押すこと。

別記第九号様式中「本籍地」及び「印」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式註を次のように改める。

注 一 この様式は、職員の遺族が申出をする場合のものであること。

二 代筆の場合は、申出者の印を押すこと。

別記第十号様式及び別記第十一号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第十三号様式中「**(印)**」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 代筆の場合は、届出者の印を押す」と。

別記第十四号様式中「**(印)**」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように改める。

注 代筆の場合は、届出者の印を押す」と。

別記第十四号様式中「**(印)**」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注を次のように改める。

注 一)この様式は、本人が申出をする場合のものである」と。

二)代筆の場合は、申出者の印を押す」と。

別記第一号様式中「**(印)**」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注を次のように改める。

別記第二号様式中「本籍地」及び「**(印)**」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注を次のように改める。

注 一)この様式は、本人が申出をする場合のものである」と。

二)代筆の場合は、申出者の印を押す」と。

別記第二号様式中「本籍地」及び「**(印)**」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注を次のように改める。

注 一)この様式は、職員の遺族が申出をする場合のものである」と。

二)代筆の場合は、申出者の印を押す」と。

別記第三号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第四号様式中「**(印)**」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 代筆の場合は、届出者の印を押す」と。

別記第五号様式中「**(印)**」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 一)この様式は、本人が申出をする場合のものである」と。

二)代筆の場合は、申出者の印を押す」と。

(鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第六条 鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成六年二月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、「**(印)**」を削る。

様式第五号中「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第六号中「殿」を「様」に改め、「**(印)**」を削る。

様式第十四号中「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十五号中「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(養ぼう振興法施行細則の一部改正)

第七条 養ぼう振興法施行細則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「(用紙は日本標準規格B4版)」を削り、「殿」を「様」に改め、「昭和」を削り、同様式注意を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

3 飼育場所は、字及び番地まで記入すること。

別記様式第一号中「(用紙は日本標準規格B4版)」を削り、「殿」を「様」に改め、「昭和」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 飼育しようとする場所は、字及び番地まで記入すること。

(鳥取県海岸法施行細則の一部改正)

第八条 鳥取県海岸法施行細則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条 鳥取県海岸法施行細則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条 鳥取県海岸法施行細則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一中「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一中「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第五中「殿」を「様」に改め、「□□□□—□□」を削り、同様式備考を次のよう改める。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 ※の欄は、検査員において記入すること。

様式第六中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のように加える。
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第七中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第八中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のように加える。
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第九中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(河川法施行細則の一部改正)

第九条 河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「殿」を「様」に改め、「□□□□—□□」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 ※の欄は、検査員において記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則を、この日公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

恩給請求書、恩給請求書に添付すべき書類その他恩給の請求等に必要な書類は、この規則に規定するもののほか、恩給給与細則(昭和二十八年総理府令第六十七号)に規定する様式に準じて作成するものとする。

第三条第三項を削る。

第四条中「別記第十七号様式から第三十一号様式までに準じて」を削り、「但し」を「ただし」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第九条第一項中「別記第三十二号様式」を「様式第一号」に改め、同条第二項中「(別記第三十三号様式)」を削り、同条第三項中「恩給給与金請求書(別記第三十三号様式)」を「恩給未給与金請求書(様式第二号)」に改める。

第十一条中「別記第三十二号様式」を「様式第一号」に改める。

第十二条中「別記第三十四号様式」を「様式第三号」に改める。

第十三条中「おおむね別記第三十五号様式に準じて再交付申請書」を「恩給証書(裁

定通知書) 再交付申請書(様式第四号)」に改む、「左の書類を添付」と削り、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、恩給証書又は裁定通知書を損傷したときは、申請書に損傷した恩給証書又は裁定通知書を添付しなければならない。

第十四条第一項中「おおむね別記第三十六号様式に準じ再交付申請書」を「恩給証書(裁定通知書) 再交付申請書(様式第四号)」に、「左の書類」を「申請者本人の最近の写真」に、「添附」を「添付」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第一項第一号」を「第二項」に改める。

第十五条を次のように改める。

(恩給受給権調査申立書)

第十五条 恩給受給者は、恩給受給権調査申立書を毎年一回、知事が定める月の末日までに提出しなければならぬ。

第十六条中「(昭和)二十八年総理府令第六十七号)によるのを例へよる」を「の規定の例による」に改める。

第一号様式から第三十一号様式を削り、第三十一号様式中「第三十二号様式」や「様式第1号(第9条、第11条関係)」に、「殿」や「様」に改め、同様式を様式第一号として、同様式の次に次三様式を加へる。

上記恩給未給与金額を下記に振り込んでください。

氏名

請求者 氏名(相続人代表者) 故恩給受給者との続柄	年 月 日	鳥取県知事 様	恩給未給与金請求書 年 月 年 月 か月分
1 証書記号番号	第 号	金	金
2 恩給年額			

故恩給受給者の生存中の恩給に係る上記恩給未給与金を請求します。

受取金融機関	銀行	支店
口座名義人(カタカナ)		
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		

※受取金融機関は、別紙金融機関から指定してください。

様式第3号(第12条関係)

住所(本籍)変更届

下記のとおり届け出ます。

鳥取県知事 様

年 月 日

(フリガナ)
受給者氏名(※代筆の場合は、受給者の印を押してください。)
受給者氏名恩給証書
(裁定通知書) 記号

年 月 日

恩給証書
(裁定通知書) 記号

年 月 日

(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを()欄に詳しく記入してください。)

1 亡失 2 損傷 3 その他

申請理由

〔(郵便番号) (電話番号)〕

(郵便番号) (電話番号)

(郵便番号) (電話番号)

(郵便番号) (電話番号)

(郵便番号) (電話番号)

現住所

(新本籍) (電話番号)

様式第4号(第13条、第14条関係)

恩給証書(裁定通知書)再交付申請書

下記恩給証書(裁定通知書)の再交付を申請します。

鳥取県知事 様

年 月 日

(フリガナ)
受給者氏名(※代筆の場合は、受給者の印を押してください。)
(電話番号)恩給証書
(裁定通知書) 記号

年 月 日

恩給証書
(裁定通知書) 記号

年 月 日

(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを()欄に詳しく記入してください。)

1 亡失 2 損傷 3 その他

申請理由

〔(郵便番号) (電話番号)〕

(郵便番号) (電話番号)

(郵便番号) (電話番号)

(郵便番号) (電話番号)

現住所

(新本籍) (電話番号)

恩給証書 記号番号	第 号
(郵便番号)	- - -
旧住所 (日本籍)	都道 府県
(郵便番号)	- - -
(電話番号)	- - -
(フリガナ) 現住所 (新本籍)	都道 府県
(電話番号)	- - -

恩給証書 (裁定通知書) 記号	第 号
(郵便番号)	- - -
現住所	都道 府県
(電話番号)	- - -

平成11年3月31日 水曜日

鳥取県公報

(号外) 第19号 10

第三十三号様式から第四十号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】